

平成 24 年 9 月 6 日
24 建（通達）第 3 号
（改正）平成 26 年 11 月 13 日
26 建（通達）第 2 号
（改正）平成 27 年 3 月 30 日
26 建（通達）第 18 号
（改正）平成 28 年 5 月 31 日
28 建（通達）第 1 号

施工体制の把握のための要領について

（目的）

第 1 条 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本通達は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検項目等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

（適用対象）

第 2 条 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任に関する点検は、「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当する工事（請負代金の額が 3,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもの。）について行う。また、施工体制台帳等に関する点検は、「建設業法」第 24 条の 7 に該当する工事について行う。

（点検の基本）

第 3 条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号、以下「適正化法」という。）、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令」（平成 13 年政令第 34 号、以下「同法施行令」という。）、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）及び「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検する。

(建設業許可部局への通知)

第4条 点検等により、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対しその事実を通知する。なお、第1号から第4号の場合、建設業許可部局への通知は、契約担当箇所が行う。

- (1) 適正化法第13条第1項又は第2項に違反した場合
- (2) 建設業法第24条の7第1項、第2項又は適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項に違反した場合
- (3) 建設業法第26条に違反した場合
- (4) 建設業法第26条の2に違反した場合
- (5) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当する場合

(工事成績への反映)

第5条 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評価に適切に反映する。

(入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等)

第6条 入札・契約手続における監理技術者等の専任制の確認等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札の申込者を対象に、配置予定監理技術者等の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求める。申請書等から監理技術者等の配置に疑義がある場合は、監理技術者等の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認する。申請書等の内容に問題のある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない又は非指名の扱いとする。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めない。
- (2) 指名競争入札においては、落札者を対象に、配置予定の監理技術者等が他の工事と重複なく配置されていることを確認する。専任制違反となる事実が確認された場合、契約を結ばないこととする。なお、この場合において発注者が承認した場合のほかは、申請書等の差し替えは認めない。
- (3) 請負金額3,500万円以上（建築一式は、7,000万円以上）の契約工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、契約後に当該工事の監

理技術者の重複、所属及び資格者証保持の確認を行う。監理技術者としての専任の配置等に疑義がある場合は、契約の相手方に疑義の内容を確認する。専任違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者の交代は発注者が承認した場合のほかは認めない。

(現場における施工体制の把握)

第7条 現場における施工体制の把握は、次の各号のとおりとする。

- (1) 監理技術者等が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認する。このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者等とすることを求める等必要な措置を講じる。
- (2) 工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、本人であることを確認する。このとき、不適切な点があった場合は、契約の解除も含めて必要な措置を講じる。
- (3) 現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検する。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じる。
- (4) 提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書、再下請契約書等を工事期間中に点検する。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じる。
- (5) 施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じる。

附 則

この通達は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 13 日 26 建 (通達) 第 2 号)

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 30 日 26 建 (通達) 第 18 号)

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日 28 建 (通達) 第 1 号)

この通達は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。